

人事行政の運営等の状況について

仙北市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年仙北市条例第14号）の規定に基づき、仙北市職員の給与や職員数の状況等について公表します。

令和6年11月29日

仙北市長 田 口 知 明

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (令和5年4月1日～令和6年4月1日)

R5.4.1現在	退職者数	採用者数	R6.4.1現在
672 人	26 人	19 人	665 人

※ 採用者については、令和5年4月2日から令和6年4月1日。

(2) 部門別職員の状況と増減数

部門	職員数		増減数
	R5.4.1現在	R6.4.1現在	
一般行政部門	291 人	287 人	▲ 4 人
特別行政部門（教育）	54 人	56 人	2 人
公営企業等部門（病院、水道等）	327 人	322 人	▲ 5 人
計	672 人	665 人	▲ 7 人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和5年度普通会計決算統計より)

住民基本台帳人口（R6.1.1現在）	23,443 人
歳出額（A）	23,144,664 千円
人件費（B）	3,447,719 千円
人件費率（B／A）	14.9 %
（参考）令和4年度の人件費率	15.8 %

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (R6.4.1現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43 歳 3 月	305,428 円	351,162 円
技能労務職	48 歳 0 月	272,605 円	296,137 円

※ 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職種ごとの基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の合計額の平均です。

(3) 職員の初任給の状況 (R6.4.1現在)

区 分		初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	197,328 円	207,787 円
	高 校 卒	167,557 円	175,905 円

(4) 一般行政職の級別職員数の状況 (R6.4.1現在)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的 職務内容	部長等	次長等	課長等	課長 補佐等	係長、 主査等	主任等	主事等	
職員数	9 人	13 人	50 人	38 人	41 人	54 人	53 人	258 人
構成比	3.5%	5.0%	19.4%	14.7%	15.9%	20.9%	20.6%	100 %

(5) 諸手当の状況

① 期末・勤勉手当 (R6.4.1現在)

区 分		期末手当	勤勉手当
支給割合	6月支給	1.200 月	1.025 月
	12月支給	1.200 月	1.025 月
	合 計	2.400 月	2.050 月

※ 職務の級により加算措置があります。

② 退職手当 (R6.4.1現在)

区分		退職事由	
		自己都合	定年・応募認定
支給割合	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続30年	34.7355 月分	40.80375 月分
最高限度額		47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額		7,186 千円	

※ 1人当たり平均支給額は、一般行政職の令和5年度の額です。

③ 扶養手当・通勤手当・住居手当・管理職手当

(R6.4.1現在)

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者	6,500 円
	子1人につき	10,000 円
	それ以外の扶養親族1人につき	6,500 円
	16歳から22歳までの子1人につき	5,000円加算
通勤手当	交通機関利用	支給限度額 55,000 円
	自動車等利用	支給限度額 31,600 円
住居手当	借家・借間	支給限度額 27,000 円
管理職手当	部長級	35,000 円
	次長級	25,000 円
	課長級	20,000 円
	参事	17,000 円

(6) 特別職の報酬等の状況

(R6.4.1現在)

区分		給料・報酬 月額	期末手当
給料	市長	850,000 円	6月期 1.600 月分
	副市長	638,000 円	12月期 1.600 月分
			計 3.200 月分
報酬	議長	375,000 円	6月期 1.575 月分
	副議長	328,000 円	12月期 1.575 月分
	議員	312,000 円	計 3.150 月分

3 人事評価の状況

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
仙北市職員	職員人事評価制度 対 象：全ての一般職の職員 評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。 評価期間：能力評価 令和5年4月1日～令和6年3月31日 業績評価 令和5年4月1日～令和6年3月31日 評価方法：能力評価及び業績評価について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規 の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	1 時間

※ 変則的な勤務を要しない職員の勤務時間等です。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
26,169 日	9,447 日	691 人	13.7 日	36.1 %

(3) 主な特別休暇

休暇の種類	内容
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき (5 日以内)
結婚休暇	職員が結婚する場合 (連続する 5 日以内)
出産休暇	女性職員が出産する場合 (産前 8 週間及び産後 8 週間)
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付き添いをする場合 (2 日以内)
家族看護等休暇	家族の看護、又は家族が予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際に介助する場合 (5 日 (家族が 2 人以上の場合は 10 日) 以内)
服忌休暇	親族が死亡した場合 (親族区分により定める日数。最高で 7 日)
リフレッシュ休暇	心身の健康の維持・増進等 (連続する 5 日以内)

(4) 介護休暇、修学部分休業、高齢者部分休業の取得状況 (令和 5 年度)

介護休暇取得者数	修学部分休業取得者数	高齢者部分休業取得者数
0 人	0 人	0 人

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業の取得状況 (令和 5 年度)

区 分	育児休業			部分休業 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	
男性職員	7 人	3 人	42.9 %	0 人
女性職員	9 人	9 人	100.0 %	1 人
計	16 人	12 人	75.0 %	1 人

※ 「取得可能者数」とは、令和５年度に新たに育児休業が取得可能となった者の人数です。

※ 「取得者数」とは、令和５年度に新たに育児休業が取得可能となった者のうち、令和５年度に新たに育児休業を取得した者の人数です。

※ 「部分休業取得者数」とは、令和５年度に新たに部分休業を取得した者の人数です。

(2) 自己啓発等休業、配偶者同行休業の取得状況 (令和５年度)

自己啓発等休業取得者数	配偶者同行休業取得者数
0 人	0 人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和５年度)

区 分	降任	免職	休職	降格	計
勤務実績がよいくない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	4	-	4
職に必要な的確性を欠く場合	-	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員が生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-
計	-	-	4	-	4

(2) 懲戒処分の状況 (令和５年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正	-	-	-	-	-
一般服務違反	1	-	1	-	2
一般非行	-	-	1	1	2
収賄等	-	-	-	-	-
道路交通法違反（職務執行外）	-	-	-	-	-
監督責任	-	-	-	-	-
計	1	-	2	1	4

7 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出

課長級以上の職員であった者は、退職後２年間のうちに再就職した場合、離職時の

任命権者に対し再就職情報を届出しなければなりません。

(2) 職員（課長級以上）の再就職の状況 (R6.4.1現在)

退職者数 (退職後2年以内)	うち再就職者数	
	再任用職員	民間企業等
11 人	6 人	2 人

8 職員の研修の状況 (令和5年度)

研修名	実施機関	受講職員数
新規採用職員研修	市長会（秋田県自治研修所）	12 人
市町村職員一般研修 (職階別、実践文章力、政策法 務、クレーム対応等)	市長会、町村会、県・市町村合同 (秋田県自治研修所)	35 人
政策実務系研修	全国市町村国際文化研究所等	2 人
市町村職員実務研修	秋田県企画振興部市町村課等	7 人
市独自研修	総務部総務課等	460 人
その他一般研修	秋田県市町村振興協会等	35 人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実績 (令和5年度)

区分	受診職員数
定期健康診断	449 人
人間ドック	215 人
脳ドック	12 人

(2) 公務災害の発生状況 (令和5年度)

区分	発生件数	
	傷病	死亡
公務災害	9 件	0 件
通勤災害	1 件	0 件

10 公平委員会の事務に係る業務状況の報告（秋田県人事委員会）

- (1) 勤務条件に関する措置要求の状況・・・該当ありません。
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況・・・該当ありません。